

押印廃止について

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置された規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが要請されている。

こうした中、総務省から、本要請に対する国の対応を踏まえ、地方公共団体においても、当該規制等の見直しに積極的に取り組むよう通知があり、総務省の通知を踏まえ、あま市においても押印廃止を検討し、実施することとする。

2 課題

- (1) 押印廃止について
- (2) 市条例、規則等の改正について
- (3) 市民への説明
- (4) 議会への説明
- (5) スケジュールについて

3 検討

- (1) 押印廃止について、どこまでを対象とするか。
- (2) 市条例、規則等の改正については、一括改正か。それとも担当課ごとに行うのか。
- (3) 市民への説明をいつ、どのように行うのか。
- (4) 議会への説明をいつ、どのように行うのか。
- (5) スケジュールについて。

4 対応

- (1) 押印廃止の**対象**は、市の条例、規則、要綱等に基づく手続で、**市民・事業者からの申請・届出等のうち押印を求めているものの他、各担当課独自の運用や内規に基づき押印を求めている手続**も対象とし、押印が必要となる明確な根拠がない手続については、**原則押印廃止**とする。

上記手続による、**市から市民・事業者への処分通知等**については、**対象外**とする。

法令、県条例等で定めているものについては、国又は県の状況により今後対応する。

- (2) **市条例**については、各担当課が指定された日までに改正案を作成し、**3月議会に議案を提出**する。

市条例以外の**市規則等**については、実態調査により各担当課から提出された改正資料を基に、**総務課が一括して改め文等を作成**し、各担当課に確認のうえ、**総務課が一括改正**を行う。

各担当課**独自の運用や内規**などは、**各担当課で見直す**。

- (3) 市民への説明は、随時各施設・窓口、市公式ウェブサイト、広報紙、市政メール、あま市公式LINE等で幅広く周知・説明する。
- (4) 議会への説明は、**3月議会の全員協議会**において**条例改正**の説明をする。

【参考資料 2】

令和2年12月25日（金）
あま市行政改革推進委員会
企画政策課作成

(5) スケジュールについて 実施スケジュール（案）

